

最高裁大法廷が違憲判決

民法第900条第4号ただし書き「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、…」が憲法14条の「法の下での平等」に違反すると判断しました。

結婚していない男女間に生まれた非嫡出子（婚外子）、相続における相続分は、嫡出子（結婚している夫婦の子）の半分とされていた法定相続分が憲法に違反するとの判断です。

国税庁は平成25年9月5日以後の相続については、相続税額を、民法第900条第4号ただし書き前段がないものとして、民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて計算することになりました。

平成25年9月4日以前の相続税額が確定している場合は、「確定的なものとなった法律関係に影響をおよぼすものでない」との判断がしめされているため相続税の是正はできません。

1 平成25年9月4日以前に相続税額が確定している場合

違憲決定では、嫡出に関する規定についての違憲判断が「確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものでない」旨の判示がなされていることに鑑み、平成25年9月4日以前に、申告又は処分（以下「申告等」といいます。）により相続税額が確定している場合には、嫡出に関する規定を適用した相続分に基づいて相続税額の計算を行っていたとしても、相続税額の是正はできません。また、嫡出に関する規定を適用した相続分に基づいて、相続税額の計算を行っていることのみでは、更正の請求の事由には当たりません。

2 平成25年9月5日以後に相続税額が確定する場合

(1) 平成25年9月4日以前に確定していた相続税額が異動する場合

イ 更正の請求又は修正申告の場合

平成25年9月4日以前に、申告等により相続税額が確定している場合において、同年9月5日以後に、相続人が、財産の申告漏れ、評価誤りなどの理由により、更正の請求書（更正の申出書を含みます。）（国税通則法第23条）若しくは修正申告書（国税通則法第19条）を提出する場合又は相続税法第32条第1項に掲げる事由により更正の請求書若しくは修正申告書（相続税法第31条）を提出するときには、改めて相続税額を確定する必要があります。これらの新たに確定すべき相続税額の計算に当たっては、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて、更正の請求又は修正申告に係る相続税額を計算します。

ロ 更正又は決定の場合

平成25年9月4日以前に、申告等により相続税額が確定している場合において、同年9月5日以後に、税務署長が、財産の申告漏れ、評価誤りなどの理由により、更正又は決定を行うときには、上記イと同

様、新たに確定すべき相続税額の計算に当たっては、嫡出に関する規定がないものとして民法第 900 条第 4 号の規定を適用した相続分に基づいて、更正又は決定に係る相続税額を計算します。

(2) 平成 25 年 9 月 5 日以後に新たに相続税額が確定する場合

イ 期限内申告又は期限後申告の場合

平成 25 年 9 月 5 日以後に、相続税の期限内申告書又は期限後申告書を提出する場合には、嫡出に関する規定がないものとして民法第 900 条第 4 号の規定を適用した相続分に基づいて、期限内申告又は期限後申告に係る相続税額を計算します。

ロ 決定の場合

相続税の申告書を提出する義務があると認められる相続人が、当該申告書を提出していなかったことが明らかとなった場合には、嫡出に関する規定がないものとして民法第 900 条第 4 号の規定を適用した相続分に基づいて、決定に係る相続税額を計算します。

【参考】

民法 第 900 条

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL・03-3812-8211 FAX・03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問合せ先